

七尾市告示第 8 5 号

七尾市保護猫活動団体支援金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 3 0 日

七尾市長 茶 谷 義 隆

七尾市保護猫活動団体支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、猫による生活環境への影響を改善するため、市内で保護猫活動を行う団体に対し、予算の範囲内で、七尾市保護猫活動団体支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、七尾市補助金交付規則（平成 1 6 年七尾市規則第 4 4 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象猫 生活環境の改善のため、保護する必要があると判断した猫
- (2) 保護猫活動 活動地域の町会の承認を得て行う、次に掲げる活動をいう。
  - ア 対象猫の捕獲
  - イ 対象猫の不妊・去勢手術
  - ウ 対象猫の譲渡会の開催
- (3) 保護猫活動団体 次に掲げる要件を満たす団体をいう。
  - ア 七尾市内において保護猫活動を行う団体であること。
  - イ 団体を運営する者（構成員）が 3 人以上であること。

(保護猫活動団体の登録)

第 3 条 保護猫活動を行う団体は、支援金の交付を受けようとするときは、毎年度活動を行う前に七尾市保護猫活動団体登録申請書（様式第 1 号）を市長に提出するものとする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次のとおりとする。ただし、種別ごとの当該支援金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

種別	支援金額	備考
不妊手術	1匹につき5,000円	
去勢手術	1匹につき4,000円	
捕獲器	1個につき購入費用に2分の1を乗じた額とし、5,000円を上限とする。	1団体につき2個まで
譲渡会の開催	1回の開催につき費用に2分の1を乗じた額とし、10,000円を上限とする。	会場の使用料及び宣伝広告費が対象

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則に定める交付申請書に次の各号に掲げる資料を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 活動計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 申請者は、保護猫活動が完了したときは、完了後15日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則に定める実績報告書に次の各号に掲げる資料を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動報告書(様式第3号)
- (2) 収支決算書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。